

# 小作争議調査表

No. 29

(月報番號 第五號)

(昭和九年四月分)

財團協調會福岡出張所

場 所	企救村 松江村 大寺畑	
	地 主	生 野 廿三 外三角
關係人員	小作人	渡辺安三郎 外四名
地主關係團體	ナシ	小作人 關係團體
原因	松江村地方は例年と比し約三割の減作ありしを以て小作人側は協定中の屬文等委員三名を選出し小作料三割八分減を要求した。此等協定不當要求として拒絶せり。	
要 求 事 項	小作料三割八分減要求	
經 過	地主側は昭和九年年度小作調停に着手し履行せしむる要求となりしに以て地主側選出執行の手続を履行し、小作人中首謀者と認めし、小作人中在外一名と対し協定未了の假差押と身代り協定の上二月一日執行せり。	
結 果	二月十一日 解決せしむる。協定中の屬文等委員三名を選出し小作料三割五分減を四月二十日 解決せり。 地主側は地主選出執行に着手し費用金七十七圓七十四分、小作人側は之を支拂ひし。	
備 考	小作人側は協定未了の假差押と身代り協定の上二月一日執行せり。 協定未了の假差押と身代り協定の上二月一日執行せり。 協定未了の假差押と身代り協定の上二月一日執行せり。 協定未了の假差押と身代り協定の上二月一日執行せり。	

備 考	